

北秋田市情報公開審査会から答申の公表

北秋田市情報公開審査会では、市情報公開条例の規定に基づき、市長からの諮問に対する答申の概要を次のとおりお知らせします。

1 異議申し立ての事案

平成17年10月24日、異議申し立て人は、市長に対して「17年3月22日以降、市と厚生連が統合病院に関する双方のやりとりしたすべての文書」についての公開請求を行いました。同年10月27日の非公開決定を受けて、市長に異議申し立てを行なったものです。

2 諮問に対する審査の経緯

審査会では市長からの右の異議申し立てについての諮問をうけ、平成17年12月から本年6月までに9回の審査会を行なってきました。

3 審査会の結論

審査会では、「対象となるすべての文書は公開すべきである」と結論づけました。

4 異議申し立ての理由

異議申し立ては、異議申し立ての意見書及び審査会での意見陳述でその理由を述べましたが、要旨は次のとおりです。

(1) 意見書の要旨

・非公開決定通知書の記載要件が具備

されていない

・文書の秘密性が失われている

・市条例の定める非公開事由の解釈、適用を誤っている

(2) 意見陳述の要旨

・市の重要政策決定に係る情報ゆえ、市民の「知る権利」は重い

・非公開決定は、最高裁判所の判例からしても違法である

5 異議申し立てに対する市の説明

市では、文書を非公開とした主な理由について、次のように述べています。市と厚生連双方の交渉途中段階での情報であるから、まだ確定していない情報であるから、まだ確定していない情報の内容が誤って伝えられ、そのことよって市民に混乱を生じさせるおそれがある。

6 審査会の判断理由の要旨

審査会では、「地方自治の本旨に則って市民の知る権利を最大限に尊重」「市政運営において透明性の向上を目指す」という市情報公開条例の理念にたつて条例を解釈して、次のように判断をしました。

(1) 条例の該当性について

市では非公開事由を市条例第七条第六

号に求め、市の交渉等に係る情報で公開することによって市の財産上に不利益を及ぼすおそれがあるとの理由を示しましたが、文書(情報)の内容からして市の不利益の発生は認め難く、非公開事由には「おそれ」の具体的説明が示されていないこともあって、条例の条項には該当しないものと判断しました。

(2) 非公開決定の適法性について

次の理由から「非公開決定」は適法性を欠いていると判断しました。

・「非公開とするためにはその具体的主張を述べなければならない」とする最高裁の判例からしても、市の決定はその要件を満たしていない。

・請求文書の中の一部文書(市医療整備基本構想に対する厚生連からの要望)は既に議会全員協議会で読み上げられ、その要点の資料配布も行なわれているため、広く公表されているものと解される。よって、秘密性を失っているから非公開の対象とはならない。

以上のことから、市の「非公開決定」は市で定める情報公開条例第七条第六号には該当せず、適法性を欠いているものと言えるので、請求されたすべての文書は「公開すべき」と判断しました。

7 審査会での少数意見

審査会では、少数ながら次のような意見も出されましたので付記します。

・双方の契約行為にある交渉の途中だから、秘密の保持は必要。交渉の経

8 答申までの主な経緯

- ・17年10月24日 異議申し立て人が市長に公開請求
- ・17年10月27日 市長が異議申し立て人に非公開決定
- ・17年12月9日 異議申し立て人が市長に異議申し立て
- ・17年12月21日 市長が情報公開審査会に諮問
- ・18年6月6日 情報公開審査会が市長に答申



答申書を市長に手渡す小塚審査会会長：右は鈴木委員

児童手当

「現況届」の提出はお済みですか

児童手当の受給者は、毎年6月中旬に所得・養育状況等支給要件確認のため「現況届」を必ず提出しなければなりません。現在受給している方へ、用紙を送付していますので、まだ提出していない方は6月1日における状況をご記入・ご確認のうえ、提出してください。(※6月以降に受給資格が消滅すると思われる場合の方も提出が必要です。)

なお、受給資格があってもこの届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。

【提出・添付書類】

- ・現況届
- ・送付済みの用紙にご記入・ご確認、押印のうえご提出ください
- ・健康保険被保険者証の写し等
- ・受給者が被用者(サラリーマン等)である場合に提出
- ・児童手当所得証明書(前住所地の市区町村長が発行するもの)
- ・北秋田市に1月1日現在住所がなかった場合
- ・その他必要に応じて提出するもの
- ・児童と別居している場合、別居監護申立書や児童の住所地の住民票等

※送付された文書をご参照ください。
●公務員の方は、勤務先での手続きとなります。
◎提出・お問い合わせ

福祉事務所福祉課 ☎62-1113
又は各支所総合福祉課

クマ出没に注意を

平成18年はブナの凶作が見込まれ、春から秋にかけて、クマ(特に子連れのクマ)の出没が増加すると予測され、**現在クマ出没注意報が発令中**です。北秋田市での出没もすでに10数件発生しております。人身事故が起らないために、山に入るときや野外で活動する場合は、例年以上に注意してください。



【クマの被害防止法】

- ◎山や野外での活動では必ず2人以上で行動し、単独行動は慎みましよう。
- ◎鈴、笛、ラジオなどを身につけ、周りに音を出しながら行動しましょう。
- ◎クマのそばには親クマが必ずいます。絶対に近寄らないでください。
- ◎生ゴミや残飯、食べ物の容器などは山や野外に捨てないでください。クマが人里や農耕地に近寄る原因になります。

お問い合わせ ☎62-6638 産業部農林課
又は各支所産業建設課

市長日誌

6/1
〜
6/15

- 1日(木) 北秋田市民病院(仮称)建設委員会に出席
阿仁・合川・鷹巣観光協会合併設立祝賀会に出席
- 2日(金) 議会全員協議会に出席
- 3日(土) 北秋田市民ブルグランド・オープニング・セレブレーション(式典・アトラクション)に出席
- 4日(日) 大館・北秋田地区水防訓練に出席
第22回ふるさと踊りと餅つこまつりオープニングに参加
- 5日(月) 県教育長に対し市立合川高校問題の結論延期について要請
- 7日(水) 第76回全国市長会議(通常総会)に出席
医家市長医政推進会議に出席
- 9日(金) 第58回秋田県病院給食協議会に出席
つや永光後援会並びに記念講演会に出席
- 10日(土) 第39回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会開会式に出席
- 13日(火) 第5回北秋田市議会定例会本会議(初日)
- 15日(木) 第5回北秋田市議会定例会本会議(一般質問)